

群馬県災害拠点精神科病院の指定について

県では、災害時でも必要な精神科医療が提供できるよう、災害時における精神科医療提供体制の整備を進めています。

このたび、その中心的な役割を担う医療機関を「群馬県災害拠点精神科病院」として指定しましたのでお知らせします。

1 指定医療機関

| 医療機関の名称 | 開設者 | 指定日 |
|--------------|-----|----------|
| 群馬県立精神医療センター | 群馬県 | 令和6年4月1日 |

2 求められる主な機能

- 災害時において、被災地内の精神科医療の必要な患者を24時間受入搬送可能な体制を有し、県内の精神科医療の中心的な役割を担う。
- 災害派遣精神医療チーム（DPAT）の派遣体制を有するとともに、精神疾患患者の一時避難所としての機能を担う。

3 参考（指定の趣旨）

- 東日本大震災、熊本地震においては、被災した精神科病院から多数の患者搬送が行われており、精神科病院からの患者の受入れや精神症状の安定化等について災害拠点病院のみで対応することが困難であるとの課題が明らかになりました。
- この課題に対応するため、厚生労働省の指針により、各都道府県内に少なくとも1か所以上の「災害拠点精神科病院」を整備することが求められています。
- 県では、群馬県保健医療計画に基づき、災害時における精神科医療を提供する上で中心的な役割を担う災害拠点精神科病院の整備を進めることとしています。